

(一社) 一般社団法人 品川青色申告会 会報

青色ニュース

11月号



〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F
 Tel : 03-3474-7564(株) Fax : 03-3458-2616
 <<ホームページ>> <http://shinagawa-airo.gr.jp>

地域によって会報の配付が遅れる場合があります。お手元に届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。なお最新の会報はホームページから閲覧可能です。(毎月上旬頃に更新されます)



ホームページのQRコードです。



青年部主催勉強会



青年部では『緊急時の応急手当』にスポットを当てた勉強会を行います。アナタの応急手当で大切な家族を守ることに繋がるかも…ぜひご参加下さい！

事務局からのお知らせ

10月号の会報に掲載した『青年部主催勉強会』の日程に誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。
 なお今月号(右記)の『青年部主催勉強会』の日程は正しく記載されておりますので、そちらにてご確認ください。

【予定されている内容】

- ・気道異物除去 ・止血法 ・救急車要請の行い方
- ・外傷、骨折、熱傷、熱中症などの応急手当 など

【日 時】…平成28年11月10日(木)午後6時～8時
 講義は90分程度

【会 場】…(一社)品川青色申告会 会議室

【講 師】…品川消防団第2分団 【参加費】…無料

【申込み】…(一社)品川青色申告会へご連絡下さい。

青年部主催勉強会は、男女問わず入部されていない一般会員の方やご家族、従業員もご参加頂けます。無料ですので、お誘い合せのうえ是非ご参加下さい。



『家族の緊急事態に備えて
 身に着けよう応急手当!』

GO GO! おおいちゃん



毎年秋に開催する青色セミナーだけど今年のテーマは空家問題だって!

ブツ(美) 秋だけに空家がテーマですね(美)

えっと、えっとね先輩、これはね…空家のあきを掛けていてですね…

先重何かツッコミを入れてくださいよ! 駄洒落に飽き飽きしていたのよ(美)

※昨今相続後放置されている空き家や老朽建築物に対する地域の防火性、住居環境の向上等が問題となっています。また、賃貸物件の空き室に関する論点や店舗承継等に關する諸問題に頭を抱えている方も多く思われます。そこでこの辺りの論点を踏まえお話をさせて頂く予定です。(注)内容は現時点での予定です。状況により一部内容が変更される場合もございますのでご了承下さい。

昨年、税理士と弁護士の間なる分野の専門家を同時に講師として迎え、「コラボレーションセミナー」を開催したところ、大好評を得ました。そこで本年もコラボレーションをします!

今年のテーマは、『空き家問題と次世代への承継』とし、税務と法務の面から実例等を交えた、お話をさせて頂く予定です。無料ですのでお気軽にご参加を!

『青色セミナー』

不動産をお持ちの方は、避けて通れない論点!ぜひ聞いて頂きたい!! 間かなきゃ絶対に損です!?

【日 時】平成28年12月3日(土) 午前10時~12時

【会 場】(一社)品川青色申告会

【講 師】税理士、弁護士

【参加費】無料

【申込み】(一社)品川青色申告会へ

【共 催】東京商工会議所品川支部




会員の方は、下記のサポートが受けられます！



青色申告特別控除65万円の適用を受ける場合は、正規の簿記の原則に従った記帳が必要で
 (一社)品川青色申告会では、会員の方が65万円控除の適用を受ける為のサポートを各種行っ
 ています！(注)不動産所得のみの方は、事業的規模が要件となります。詳細はお問い合わせ下さい。

	内容	日程	料金その他
<p>本年度ラスト! 複式簿記教室</p>	<p>会計ソフトがいくら普及しても、簿記の基本知識は必要不可欠です。しかし簿記の知識だけでは、税法に沿った決算書は作成できません。 複式簿記教室では、税法も考慮し、より実践的な学習を行います。学習経験が無い方、大歓迎です！ ※2日間で簿記の基礎を学びます。</p>	<p>11/10~11(木~金) ※2日間で講義を行います 各日とも 13:30~16:30 (全二回)</p>	<p>【料金】1,000円 お得なパックあり 【予約】必要(品川青色申告会へ) 【会場】(一社)品川青色申告会 【持ち物】筆記用具・電卓・受講料 【定員】10名</p>
<p>本年度ラスト! 会計ソフト教室</p>	<p>会計ソフトを使用すれば、日々の記帳の負担が大幅に減少します。 『興味はあるけど、難しそう...』とお考えの方は、まず体験しましょう！ 講義では、個人事業主向けに開発された会計ソフト【ブルーエイト】を使用します。</p>	<p>11/11(金) 各日とも 9:30~12:00 (全一回)</p>	<p>【料金】1,000円 お得なパックあり 【予約】必要(品川青色申告会へ) 【会場】(一社)品川青色申告会 【持ち物】筆記用具・受講料 【定員】4名</p>
<p>無料です! 個別記帳相談会 (帳簿の健康診断)</p>	<p>記帳方法の疑問点を個別でご説明！ 無料ですのでお気軽にどうぞ。 現在記入している帳簿、収入・支出が分かるもの等をご持参下さい。 ※帳簿の販売もしています。</p>	<p>11/ 7~11(月~金) 12/12~16(月~金) 各日とも 9:30~11:00 13:00~16:00</p>	<p>【料金】無料 【予約】不要 【会場】(一社)品川青色申告会 (注)左記日程以外をご希望の方は事前にお申し出頂くことで、お待たせいたしません。</p>

同時にお申込みで5000円割引になるパックがあります！

帳簿の健康診断へGO!

- 1、定期的な帳簿の健康診断を推奨します。
誤りの早期発見を!
 - 2、職員はより健全な帳簿作りのサポートを行います!
 - 3、決算・申告サポートにおける悪習慣の改善にご協力を! まずは、年内の帳簿チェック!
- ※都合の良い日にお越し下さい。予約不要ですが、指導を行う職員数の関係上、個別記帳相談会の日程に合わせて頂くとスムーズに開始できます。
 受付時間は、個別記帳相談会と同様です。

「帳簿の健康診断って?」
 誤りのない決算・申告を行う為には、元となる帳簿の健全性が大変重要となります。帳簿のチェックは、人で例えると健康診断に通じる点があります。悪い部分があれば改善・治療すれば良いのです。ただし、事業の病気が進行がとて早く、油断していると取り返しがつかない事に! 定期的な帳簿の健康診断が重要です!

定期的な帳簿の健康診断を受けましょう!

予定納税の減額申請 (第2期分) 11月15日(火)まで

緊急

予定納税の通知があった方で、今年の業況が極端に悪い、年の中途で休業・廃業等の為納付する所得税が大幅に減少すると見込まれる方等は、所定の手続きにより予定納税額が減額される場合があります。なお、本年における予定納税(第2期分)の減額申請は、11月15日(火)までとなります。詳細は品川青色申告会又は所轄税務署へお尋ね下さい。



- 〔サポート時の持ち物〕
- ・印鑑
 - ・税務署からの通知書
 - ・過年度の決算・申告書
 - ・平成28年1月~10月までの帳簿
- (注)仮決算を組み、仮の申告書を作りますので、決算時期同様に各項目の集計が必要です。
 一回のサポートで終わらない場合がありますので、期日に余裕をもってお越し下さい。

決算に向けて…(初めての決算・確定申告基本編)

Q、個人事業を開業したけど何をすればいいの…?



A、個人で事業や不動産の貸付を行い、収入を得る方は、原則として所得税の確定申告が必要で、所得税法においては、皆さんが得た一年間の儲けを所得と呼びます。この所得を確定申告書と呼ばれる用紙を使い国に報告し、税金を納めるのが確定申告とイメージして下さい。



Q、個人事業の収入以外にもアルバイトの収入があるんだけど…



A、報告するのは、事業や不動産貸付の儲けだけではありません。お給料や年金を貰う方は、それらも含めて報告をします。



Q、具体的には、どうすればいいの…?



A、まず、必要な書類を集めます。



例えば…給与を貰う人や年金を貰う人は【源泉徴収票】と呼ばれる書類、これは会社や年金を支払う機関等から貰えます。また、生命保険等が満期を迎え、一時金として保険金を受け取った人は、通常保険会社等から確定申告用の書類が発行されます。その為、皆さんはこれらの書類を決算申告サポート時にお持ち頂くだけでOKです!

Q、用意するだけなの…? 集計は必要ないの…?



A、用意するだけです。ただし!皆さんで集計するものがあります。



Q、えっ!?何を集計するの? 面倒だな…



A、事業や不動産貸付の儲けに関してです。この儲けはアナタのものですよね? 他人任せはダメですよ! まずは日々の取引を帳簿に記録し、各項目毎に集計して下さい。



Q、やり方が分からないよ…



A、ご安心を!職員がサポートします。ただし、今回のお話は、確定申告を行う為の触りの部分です。特に帳簿の作成等は時間が掛かりますので、お早めに「相談下さい」。集める書類や、皆さんが行う準備は他にもあります。詳細は今後会報等でもお知らせする予定です。



OK!頑張ります!



簡易帳簿の記帳・決算の流れ一例

① 事業や不動産貸付に関係する取引の発生

★「関係する取引」の範囲に注意! ★「発生」した日付で記帳します。現金や預金の増減があった日ばかりが発生ではありません!

② 取引を証明する証拠(領収書など)を紛失しないように保存

★保存義務あり(最大で7年間)

③ 証拠に基づいて各種帳簿へ記帳

★「現金出納帳」「売掛帳」「買掛帳」「経費帳」など、取引の形態に応じて帳簿を用意します。

④ 月次及び年次集計

★月末、年末毎に売上や各種経費の種類ごとに集計します。

⑤ 決算整理の記帳・集計

★一年間の日常取引が終了しないと確定しない取引(減価償却、商品棚卸など)の記帳をします。年次の集計表にも加減します。

年内に帳簿の健康診断を受けましょう!(2面参照)



とっても重要な消費税のお話①

事業所得・不動産所得に関連する土地等※を売却した方で消費税の納税義務者の方へ

平成28年中に事業所得や不動産所得を得る為に使用していた土地等を売却した方で、左記の3条件に該当する方は、お問合せ下さい。

- ① 平成28年中に土地等を売却した
- ② 平成28年分について消費税の納税義務者
- ③ 消費税の計算方式が一般(原則課税)

このままでは土地等の売却により課税売上割合が著しく減少し、納める消費税が大幅に増加する可能性があります。

一定の適用条件がありますが、年内に「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を申請することで、救済される可能性があります!

該当する方や判断できない方は、手続の関係上、年内の早い時期に必ずお問い合わせて下さい。

4面(裏面)も

「」ご覧ください!

※貸家、事務所、店舗等の土地や借地権等を含み、マンションの売却等も該当します。

決算に当たっては、来月号に同封予定の『平成28年分 決算に当たってのチェック・シート』をぜひご活用下さい。

決算・申告の準備



また一步、年末に近づきました。記帳は順調に進んでいますか？
スムーズな決算・申告を行う為に、今から少しずつ

準備をしましょう！
初めて決算を行う方や特殊事情がある方は、年内に事務局へご相談下さい。(年明けでは、キメ細やかなサポートが受けられませんよ！)

左記に当てはまる方は、
お時間を頂く場合がございます。
年内に事務局へご相談ください！

1、資産の売買や修繕を行いましたか？

平成28年中に資産の売買や買換え、その他20万円を超える修繕等を行った方は、要注意です。
『売却時には譲渡所得の申告』
『新規購入や買換え時には、減価

償却の論点』
『20万円を超える修繕時には資本的支出の論点』
といった、通常の決算・申告に比べる、難しい論点が出てきます。

2、帳簿記入は順調ですか？

帳簿記入は順調ですか？帳簿記入を間違えて覚えている方は、意外と多いようです。特に、収益・費用の認識時点です。期末時に入金されていない売上も、収入とし

て報告しなければなりません。逆に、未払いの仕入も、費用計上します。ただし、別途棚卸の論点が存在します。その他注意すべき点は多数存在します。

「相談は
お早めに
お願いいたしますワン！」


3、その他特殊事情はありませんでしたか？

とっても重要な消費税のお話②

「ご注意下さい！」
消費税の申告が必要な方へ

平成29年分から簡易課税制度を
「選択したい」又は「選択をやめたい」
方は、平成28年中に届出が必要です！

★消費税の確定申告が必要か不

要かの判定等は、来月号に同封予定の『平成28年分・消費税の申告義務判定フローチャート』で確認下さい。

★消費税の計算方法は、

『一般(原則)課税』と『簡易課税』の2つの計算方法があります。

★計算方法の選択により納付税額が変化します。

★「簡易課税」の選択は、

「適用を開始しようとする年の前年末日までに選択の届出が必要です」

★「簡易課税」は、一度選択すると、その効力が毎年継続します。

★その為、適用をやめるには、「適用をやめようとする年の前年末日までに提出する必要がある」

★計算方法の選択は定期的な経営計画と見直しが必要！
★簡易課税における金融業、

保険業や不動産業の業種区分が改正(注)されています

※個人の方は、原則として平成28年分より業種区分の改正がされています。

(課税期間の特例選択適用者、経過措置の適用者を除く)

★平成28年に相続があったため、初めて申告が必要になった方は、年内に届出をする事で平成28年分より簡易課税の選択が可能となります。

★なお、被相続人が簡易課税を選択していても、相続人は別途『簡易課税制度選択届出書』を提出する必要があります。

★簡易課税の選択や選択の取りやめは、その方の状況により一定の制限期間があります。

★ご不明点や詳細は、所轄税務署又は品川青色申告会へお尋ね下さい。

★消費税の納税義務者の方は、計算方法の見直しを定期的に行いましょう。

★年末までにご来局を！


(注)改正により納税額が20～25%程度の増加が予想(その方の業種割合により異なる場合あり)されますので、納税資金にご注意下さい。

① パソコンや携帯などから『品川青色申告会』を検索をして…



② まずはホームページをご覧ください。



④ ホームページのトップページからフェイスブックを見ることが出来ます！



⑤ 閲覧だけでしたら登録の必要はありませんので、お気軽に確認出来ます！

フェイスブック始めました！

皆様へのお知らせや品川青色申告会の情報をフェイスブックを使い、10月より定期的にお伝えしています！
パソコンや携帯などから『品川青色申告会 フェイスブック』で検索をし、ご確認下さい！フェイスブックは、当会ホームページからも閲覧できます。
なお、地域によって会報の配付が遅れる場合があります。お手元に届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。なお最新の会報はホームページから閲覧可能です。(毎月上旬頃に更新されます)
※フェイスブックとは、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス(SNS)の一つです。これを使い皆様へ情報を発信します。閲覧のみの場合、登録は必要ありません。

書類返却のご協力有難うございました

決算・申告サポートに関する書類の受取りにご協力ありがとうございました。受取りをされていない方の書類は順次責任をもってシュレッダーにかけ、廃棄処分させて頂きますので、宜しくお願致します。

ありがとうございました。



よろず発信☆リターンズ

皆さんこんにちは。だいぶ肌寒くなってきました。事務局では、10月までクールBizを行っていましたが、11月からはネクタイ着用です。そこで、準備をしたのですが…ふと、今月の会報の記事を思い出し、ネクタイの準備は済ませました。発行後お手元に届く時期ですが、どうしても個人差が出ています。そこで、安定して御覧頂けるようには是非、当会のホームページを、ぜひ覗いて下さい。そしてタイムリーな情報をフェイスブックで定期的に発信しますので、あわせてご確認下さい。



5回目



年末調整。源泉税の納付はお早め！

12月の最後に支払う給与又は賞与の支給前において年末調整を行います。
年末調整後の平成28年分の納付期限は、平成29年1月20日(金)までです。
※サポートを受ける方は1月10日(火)までにお願致します。
例年の通り、『年末調整出張サポート』を下記日程にて行う予定です。年末調整に関しては次月号に詳細を掲載する予定です。
不明点等はお問い合わせ下さい。

開催日時	受付時間	会場
12月19日 (月)	午後5時30分 ～7時	大井第三地域センター 西大井4-1-8

※誠に勝手ながら大井第二地域センター、大崎第二地域センターの出張指導は、利用者が少ない為今回より行わない事となりました。ご了承ください。

【あおいるパソコン教室 全日程】

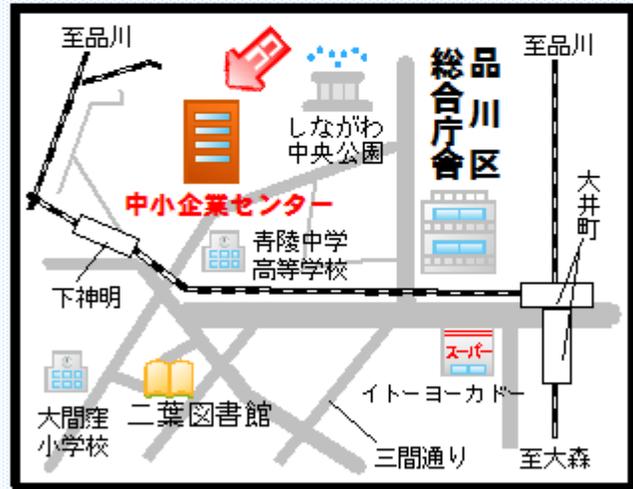
講座名	内容・対象者	日程	受講料	定員
③ エクセル応用	日常業務でよく使用される関数集計、データ分析 等	11/16 (水) ~11/18 (金) 18:00 ~ 21:00	1,500円	10名
④ ワードチラシ	ワードを使用し見栄えのいいチラシやポスターの作成 等	12/5 (月) ~12/6 (火) 18:00 ~ 21:00	1,500円	10名

【お申込み方法】

- ★(一社)品川青色申告会事務局へお申込み下さい。
- ★受講料は(一社)品川青色申告会へ事前にご持参頂くか、口座振替にさせていただきます。
(注1)受講料は会場でお支払いになれません。
(注2)キャンセル、欠席の返金は致しません。
- ★お渡しする受講票を当日お持ち下さい。なお受講者が少ないコースは、中止になる場合がありますのでご了承下さい。

【会場】

- 品川区西品川1-28-3
品川区立中小企業センター 4Fパソコン講習室
- TEL: 03-3787-3041
- 東急大井町線下神明駅より徒歩2分
- JR線・東急線・りんかい線・大井町駅より徒歩10分



会計ソフトをお使いの方へ

Windows 10を使用されている方がアップデートをした場合等で、プリンターのドライバーが削除されるケースがあるようです。その結果、会計ソフト『ブルーエイト』などの印刷プレビューや元帳の画面を見ることが出来なくなる報告を会員の方から受けております。

【対処方法 その1】

プリンターの付属CDやインターネット上等からドライバーを再インストールすることで、改善出来る場合があります。

【対処方法 その2 (応急処置)】

『デバイスとプリンター』の画面を開き『通常使うプリンターの設定』で元々PCに搭載されているものを使えば、取りあえず見る事が出来るようです。



ボランティア 役員随時募集中!

当会では会報の配付をお手伝い頂ける方を随時募集中です! 現在郵送コストが増加しています。ぜひご協力下さい! お手伝い頂ける方はお気軽に事務局にお問合せ下さい。

4月~12月までの受付時間

- 【記帳相談・各種手続き等】
午前... 9:30~11:00
午後... 13:00~16:00
- 【会費の支払、書類の受取り等】
午前... 9:00~12:00
午後... 13:00~17:00

事務局からのお知らせ

転居・廃業された方へ

- 【転居された方など】
①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。
※共済や保険にご加入の方は、変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。
※お引越先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

- ②税務署へ届出書の提出が必要
です。
※事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。
【廃業された方など】
廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として通常通り確定申告をする必要があります。
詳細はお問い合わせ下さい。
【土曜日営業について】
★6月~12月までの第一土曜日(祝祭日を除く)は、通常営業致します。

- 【11来局について】
★11月8日(火)は...
『区民セミナー』が『きゅりあん』にて行われます。
★11月18日(金)は...
『納税表彰』が『きゅりあん』にて行われます。
右記の期間は対応できる職員が少ない為、御用がある方は、その期間以外でのご来局をお薦めします。
ご理解とご協力をお願い致します。